

# 建設委員会報告資料

令和元年 8 月 22 日

報告事項件名	頁
( 1 ) 千住大橋防災船着場の整備について . . . . .	1
( 2 ) 足立区ユニバーサルデザイン推進計画の改定に関する パブリックコメント実施について . . . . .	3
( 3 ) 花畑川環境整備基本計画地元説明会の開催結果について . . . . .	4
( 4 ) 屋外防犯カメラのネットワーク化について . . . . .	12
( 5 ) 第 3 回緑の基本計画改定審議会の開催結果について . . . . .	14
( 6 ) 感震ブレーカー設置助成制度の見直しについて . . . . .	20
( 7 ) 区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について . . . . .	22
( 8 ) 新田地域における区営住宅建替えについて . . . . .	24

( 都市建設部 )

# 建設委員会報告資料

令和元年 8 月 2 2 日

件 名	千住大橋防災船着場の整備について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内 容	<p>千住大橋防災船着場については、国と都の補助金を活用し令和 2 年度から整備を進める予定であったが、国庫補助金の交付要件である国の要綱が変更となり新たな対応が必要となったので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 補助金活用のために新たに必要となる事項</p> <p>( 1 ) 「かわまちづくり計画」の作成  「かわまちづくり支援制度実施要綱(国)」を活用するには、「かわまちづくり計画」が必要である。  これまでは、東京都の「かわまちづくり計画」を根拠として防災船着場の整備が可能であったが、要綱が改正され、足立区が独自の「かわまちづくり計画」を作成することが補助金の交付要件となった。</p> <p>( 2 ) 対象事項の検討  補助金の交付対象事業の総事業費は 3 億円以上である。  区が作成する「かわまちづくり計画」には、千住大橋防災船着場整備事業( 2 億円程度)だけではなく、次に優先度の高い都市農業公園防災船着場を加えるなどの検討を進める必要が生じた。  位置図(別紙参照 P 2 )</p> <p>2 今後の進め方</p> <p>( 1 ) 「かわまちづくり計画」の作成  令和元年度から令和 2 年度にかけて、足立区の「かわまちづくり計画」の作成を目指す。</p> <p>( 2 ) 千住大橋防災船着場の整備予定  令和 2 年度 国庫補助金の要望  令和 3 年度 整備工事</p>
問 題 点 今後の方針	<p>1 補助金交付の窓口である東京都と協議しながら、補助金が確実に獲得できるよう計画を作成する。</p> <p>2 地元に整備スケジュールが遅れる旨、丁寧に説明する。</p>

位置図



# 建設委員会報告資料

令和元年 8 月 2 2 日

件 名	足立区ユニバーサルデザイン推進計画の改定に関するパブリックコメント実施について										
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課										
内 容	<p>足立区ユニバーサルデザイン推進計画（以下「推進計画」という。）の改定に関するパブリックコメントを実施するため、以下のとおり報告する。</p> <p>1 改定理由          現行の推進計画は、平成 2 6 年 8 月の施行から 5 年が経過し、社会情勢や新たな行政課題に対応する必要性が生じたため。</p> <p>2 足立区ユニバーサルデザイン推進計画（改定案）について          （別添資料 1 及び 2）          （1）ユニバーサルデザインのまちづくりの将来像と基本方針          （2）区が実施するユニバーサルデザインの個別事業</p> <p>3 パブリックコメントの実施について          （1）募集期間          令和元年 9 月 2 日（月）～ 1 0 月 2 日（水）          （2）周知方法及び閲覧配布          ア あだち広報 8 月 2 5 日号による告知及び区 HP、SNS による周知          イ 都市計画課窓口にて資料を閲覧、配布するとともに、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課でも資料を閲覧、配布する。</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%; text-align: center;">年 月</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年 9 月</td> <td>推進計画（改定案）の概要を公表 パブリックコメントの募集（31 日間）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 月</td> <td>上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11 月</td> <td>足立区ユニバーサルデザイン推進会議へ報告</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12 月</td> <td>推進計画（改定版）の公表</td> </tr> </tbody> </table>	年 月	内 容	令和元年 9 月	推進計画（改定案）の概要を公表 パブリックコメントの募集（31 日間）	11 月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告	11 月	足立区ユニバーサルデザイン推進会議へ報告	12 月	推進計画（改定版）の公表
年 月	内 容										
令和元年 9 月	推進計画（改定案）の概要を公表 パブリックコメントの募集（31 日間）										
11 月	上記意見に対する区の考え方を建設委員会へ報告										
11 月	足立区ユニバーサルデザイン推進会議へ報告										
12 月	推進計画（改定版）の公表										
問 題 点 今後の方針	パブリックコメントやユニバーサルデザイン推進会議での意見を踏まえ、区の考え方をまとめた後、推進計画（改定版）の公表を行う。										

# 建設委員会報告資料

令和元年8月22日

件名	花畑川環境整備基本計画地元説明会の開催結果について
所管部課名	道路整備室工事課
内 容	<p>花畑川環境整備基本計画について、地元説明会（第4回）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 説明会概要          (1) 開催日時 令和元年7月30日（火）          午後7時～午後8時          (2) 開催場所 佐野地域学習センター レクリエーションホール          (3) 参加者 25名</p> <p>2 説明内容（別紙参照 P6～11）          (1) 散策路のイメージ（P7参照）          園路幅3m、植樹帯3m、護岸1m、緩衝帯1mの計8m          (2) 水面幅（P9参照）          現状の約33mから、散策路幅8m×2（両岸）を引いた17m          (3) 護岸勾配（P9参照）          干潮時の水面幅をできるだけ確保するため勾配1：0.5を標準          (4) 水質改善（P10参照）          川の水量を減らし、水の滞留時間を短くする。</p> <p>3 主な質疑          Q1：水門幅が変わるからといって、川幅が変わるのはおかしい。          A1：安全に通行できる散策路の確保、桜の根上りを考慮して川幅を決めている。          Q2：川としてどのような役割を持つのか。          A2：舟運の役割が終了しているため、誰もが水に親しむ空間としての役割づくりをしていく。          Q3：散策路を造り桜を植えることは大切である。地元の意見を優先して欲しい。          A3：地元の意見を大切にして、この案で整備を進めていきたい。</p>

4 今後の予定

年 月	内 容
平成31年4月 ～令和2年2月	第1期詳細設計
令和2年3月	第5回地元説明会
令和2年度以降	第1期工事着手

問 題 点  
今後の方針

地域住民の意見をできる限り反映させ、令和2年度の工事着手及び令和12年度の全体完成を目指していく。

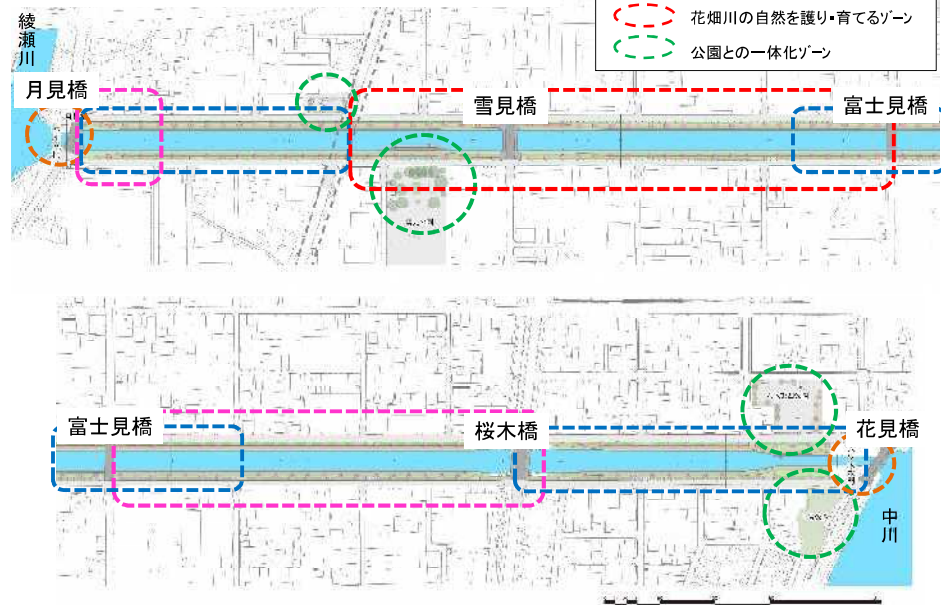
# 花畑川環境整備事業の説明会及び意見交換会

## 1 前回の主なご意見と対応方針

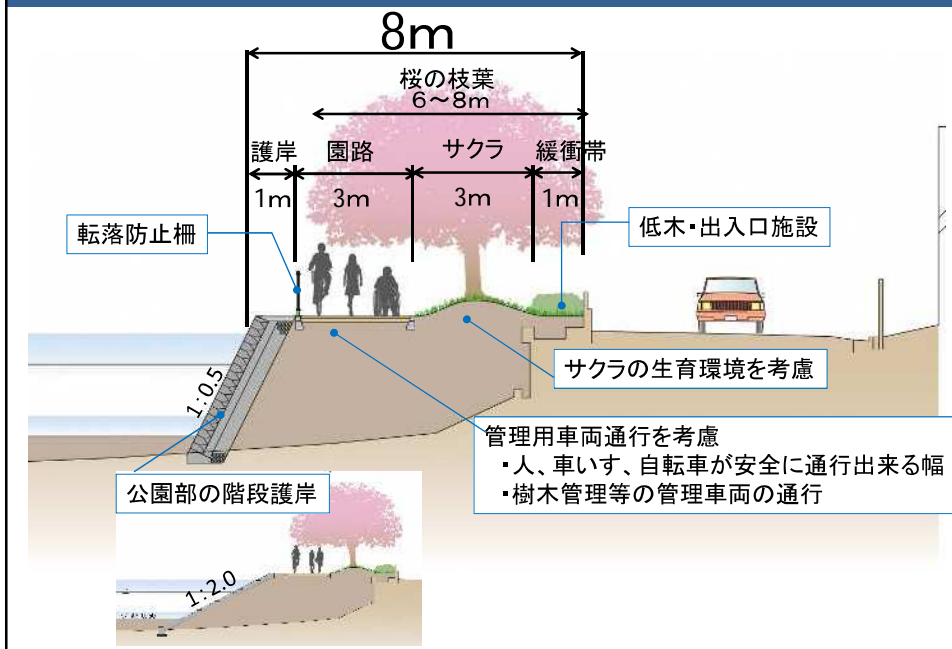
区分	前回の主なご意見	対応方針
花見橋の架け替えについて	■花見橋の架け替えはどうなるのか。	■国では橋を撤去して、堤防の上を道路にすることを検討しています。
川の形状について	■川幅はどれ位になるのか。	■川幅の標準は当初20m程度としていたが、水門幅が7.5mから4.5mに変わり、散策路の幅員を見直したため17mとしました。
水面利用について	■Eボート等の利用ができるようにしてほしい。	■Eボートが通行可能な水深や幅を確保するよう検討します。 ■公園部はボートの乗り降りができるような護岸形状を検討します。
護岸について	■人工的な護岸ではなく、魚等の生物が入れる隙間があるような護岸にしてもらいたい。	■今後の詳細設計で検討します。
富士見橋について	■富士見橋の改修は行うのか。 ■車両通行はあるか。	■花畑川の環境整備の中で、一緒に整備を行います。 ■自動車の通行については、今後検討します。
案内看板について	■釣り場を示す看板があるといい。	■今後の詳細設計で検討します。
川沿いの道路について	■公園部は道路を外側に付け替えるなどできないか。 ■大型自動車の通行制限や一方通行化は可能か。	■川沿いは工場等が多く、車両通行が多いため通行禁止は難しい。 ■地域の意見が合致すれば一方通行化は可能だが、全員合意が絶対条件になる。

## 2 花畑川の整備イメージ

平成13年度花畑川環境基本計画を踏襲しています。



### 3 散策路のイメージについて



### 4 サクラの根について

ソメイヨシノ *Prunus yedoensis* Matsum. バラ科 サクラ属

約3.0m

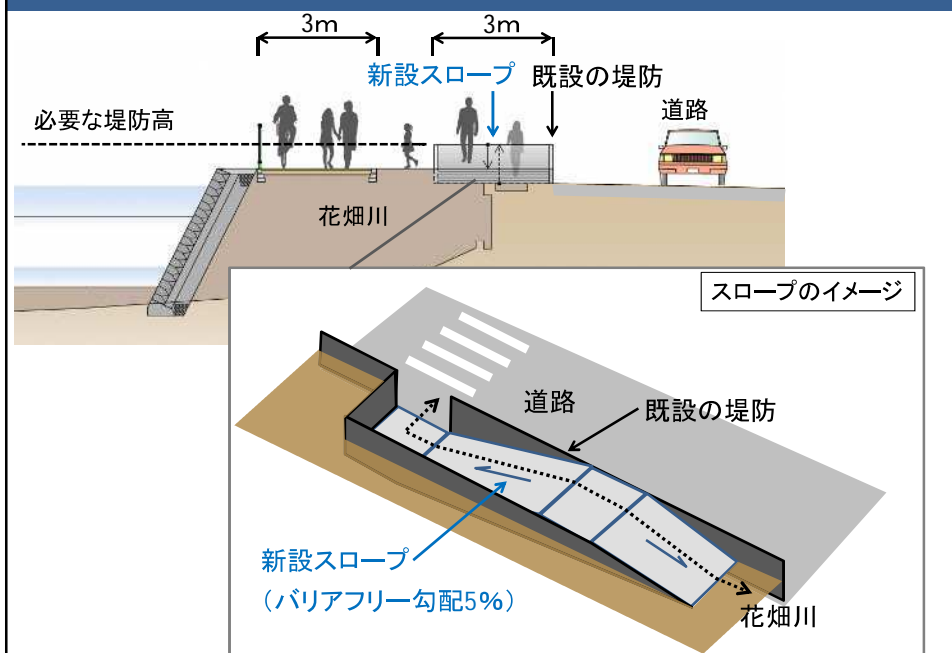
幹周径 20cm、樹高 5m、樹齢 30年、根長(最大深) 210cm、直径 4cm、直径 1.5cm

桜の根上げの例

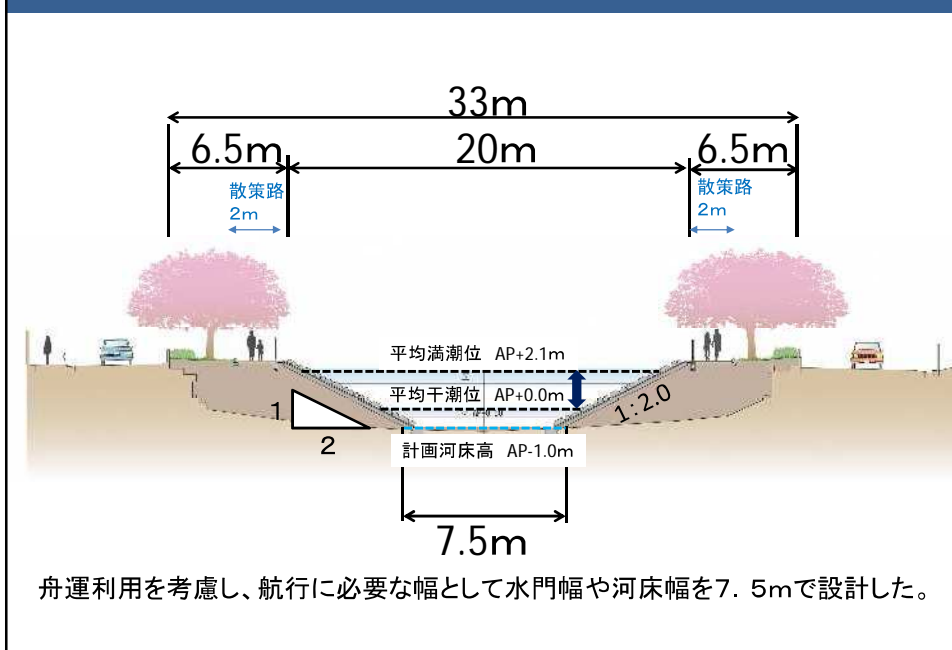
樹木と園路の距離が近く  
園路舗装を傷めた例



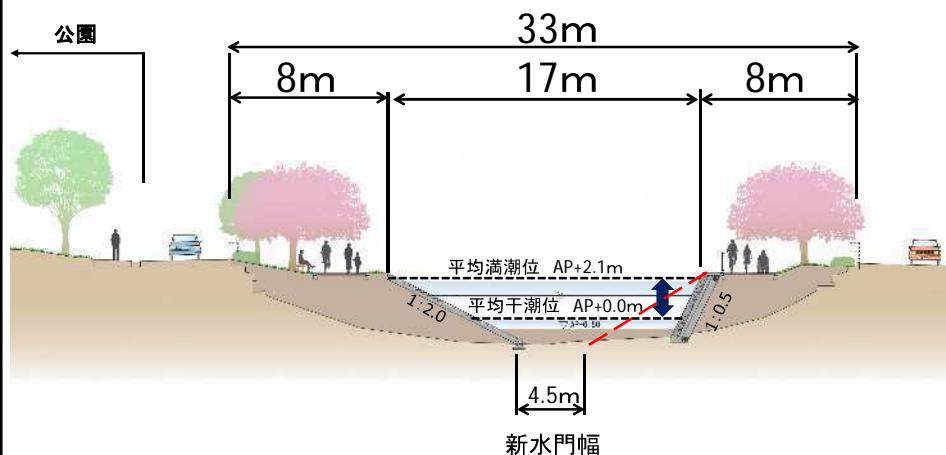
## 5 橋梁部以外の出入口について(スロープ)



## 6-1 平成13年度における川の断面について

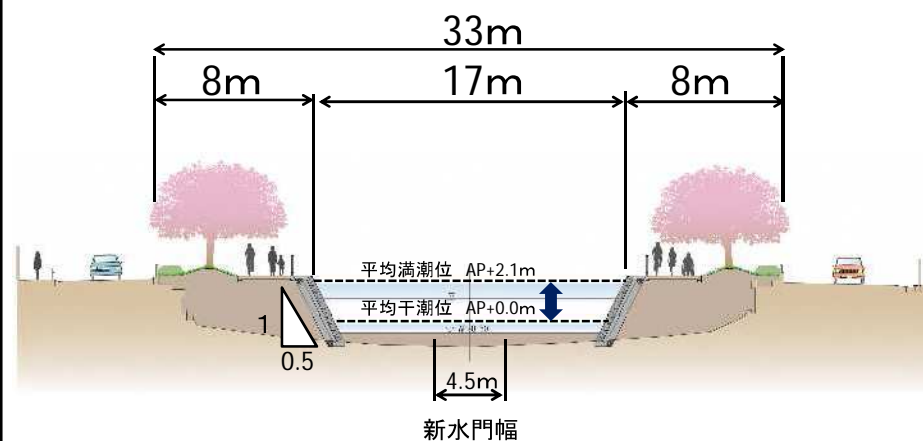


## 6-2 見直した川の断面について(公園に隣接する箇所)



舟運利用がなくなり、手漕ぎボート等の航行に配慮して、水門幅や中川堤防下のボックスカルバートの幅を4.5mとしました。以前の護岸勾配1:2.0を両側の護岸に設置した場合でも水面幅は17mになります。

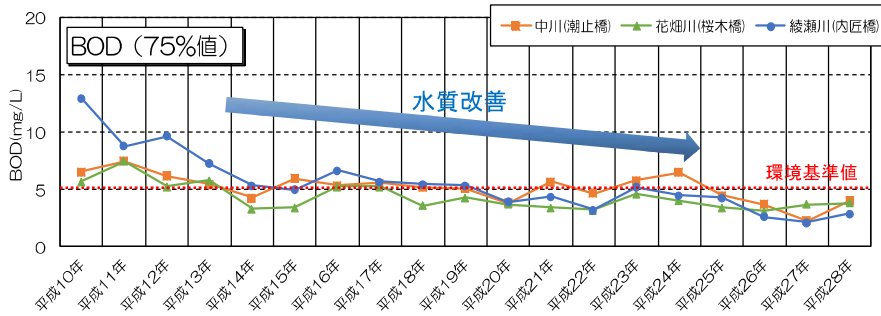
## 6-3 見直した川の断面について(標準断面)



干潮位においても、水面幅の減少を少なくするため、護岸勾配を1:0.5に設定。

## 7-1 水質について

- 花畑川や中川、綾瀬川の水質は年々良くなっており、近年では3河川とも環境基準値を満足する水質となっております。



### BODとは

- 河川水に含まれる有機物量を示し、河川の水質を評価する代表的な指標です。
- 有機物量が多い河川は酸素に乏しい状態となり、悪臭が生じたり生物が死滅したりといった水環境問題の発生を招く恐れがあります。

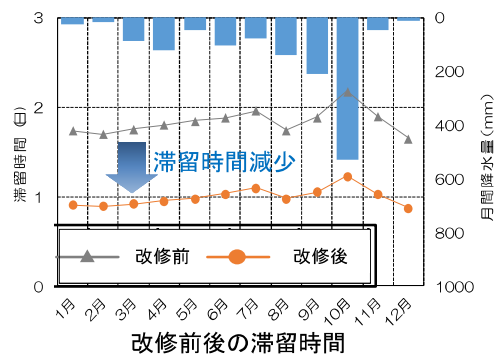


## 7-2 水質について

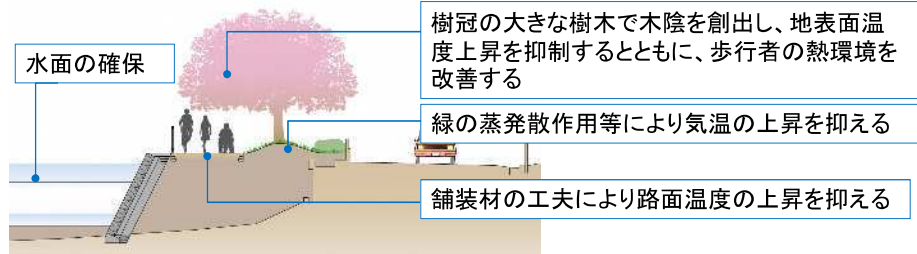
- 滞留時間(水の入れ替え時間)が長くなると、アオコが発生するなどの水質悪化を引き起こす恐れがあります。
- 本整備事業では、新水門(4.5m)に合わせて水量を減らすことで、入れ替え時間を短くして水質の保全を行います。



アオコが発生している例(日比谷濠)



## 8 ヒートアイランド対策について



### 緑の気温低減効果

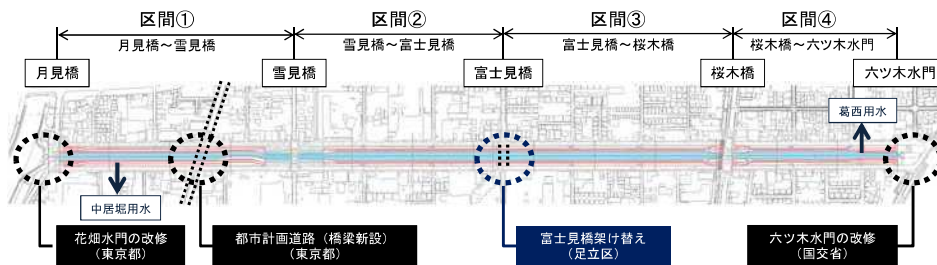
植物は、晴れた日に葉から盛んに水分を蒸発し、空気中に水蒸気を供給します。また、水分が水蒸気になる時に、周りの熱を奪うため、周囲の気温が下がります。

このような緑の蒸発散作用などにより、まとまった緑地は、島状に冷気が集まる「クールアイランド」を形成する、という効果があります。



## 9 今後の整備スケジュールについて

- 全延長約1.4kmの花畑川を4期に分け、順次施行していく。
- 今年度は、区間②(雪見橋～富士見橋)の詳細設計を行う。富士見橋の架け替え内容も検討
- 目標としては、工事開始を2020年度。全体工事期間は10年程度。



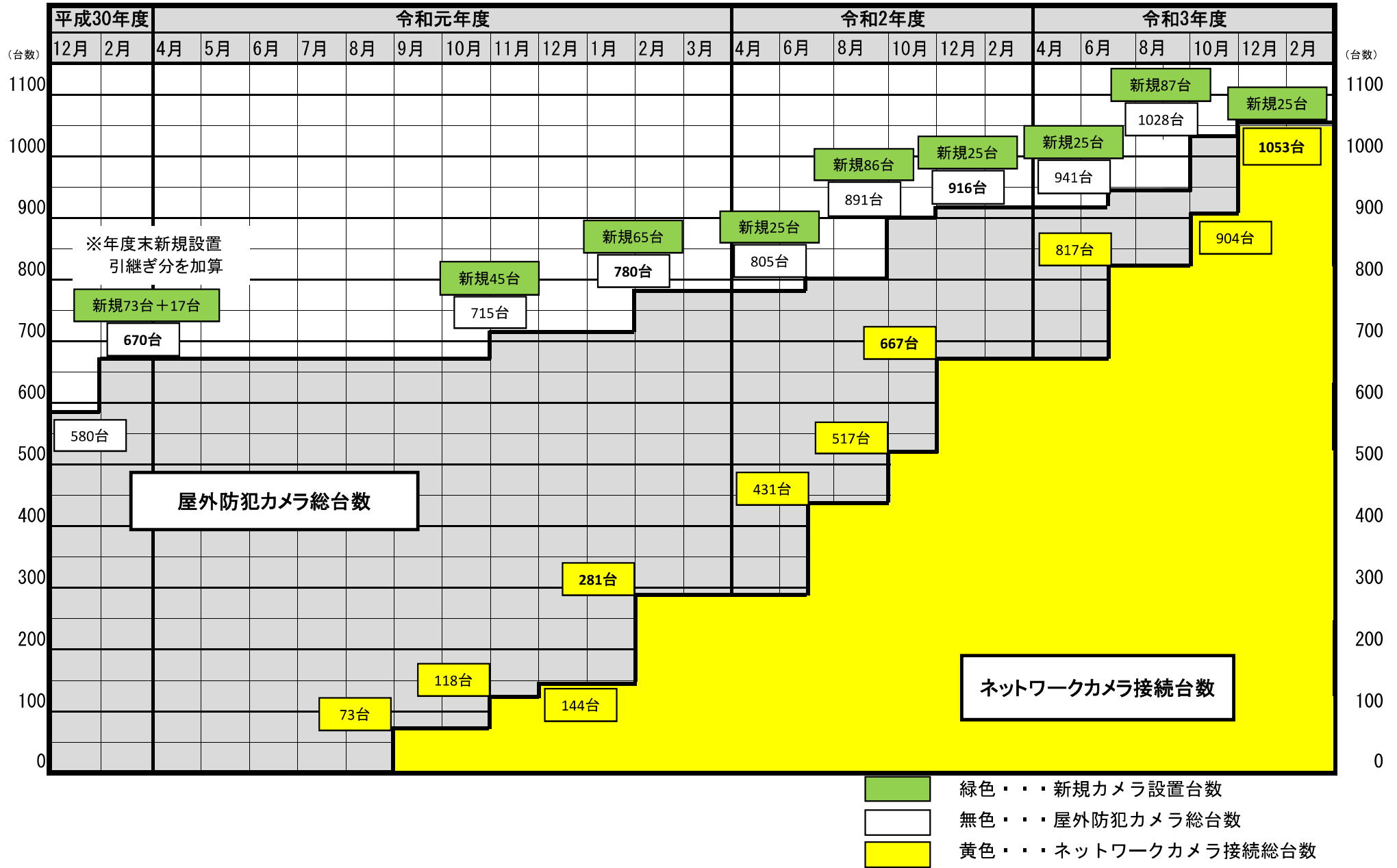
# 建設委員会報告資料

令和元年 8 月 22 日

件 名	屋外防犯カメラのネットワーク化について																			
所管部課名	道路整備室防犯設備課																			
内 容	<p>屋外防犯カメラのネットワーク化について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和元年度ネットワーク化のスケジュール（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月</th> <th style="width: 70%;">作 業 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年 8 月</td> <td>ネットワークシステム試験稼働 カメラのシステム試験接続 平成 30 年度設置分 73 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9 月初旬～ 令和 2 年 3 月</td> <td>ネットワークシステム本稼働 カメラのシステム接続 平成 30 年度設置分 73 台 令和元年度設置分 208 台 (新設 110 台、更新 98 台) 合計 281 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ネットワーク化 3 か年計画（予定）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">年 度</th> <th style="width: 35%;">ネットワーク対応 カメラ台数</th> <th style="width: 40%;">累計台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">281 台</td> <td style="text-align: center;">281 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 2 年度</td> <td style="text-align: center;">386 台</td> <td style="text-align: center;">667 台</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和 3 年度</td> <td style="text-align: center;">386 台</td> <td style="text-align: center;">1,053 台</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 屋外防犯カメラネットワーク化台数の推移（予定） （別紙参照 P 13）</p>		年 月	作 業 内 容	令和元年 8 月	ネットワークシステム試験稼働 カメラのシステム試験接続 平成 30 年度設置分 73 台	9 月初旬～ 令和 2 年 3 月	ネットワークシステム本稼働 カメラのシステム接続 平成 30 年度設置分 73 台 令和元年度設置分 208 台 (新設 110 台、更新 98 台) 合計 281 台	年 度	ネットワーク対応 カメラ台数	累計台数	令和元年度	281 台	281 台	令和 2 年度	386 台	667 台	令和 3 年度	386 台	1,053 台
年 月	作 業 内 容																			
令和元年 8 月	ネットワークシステム試験稼働 カメラのシステム試験接続 平成 30 年度設置分 73 台																			
9 月初旬～ 令和 2 年 3 月	ネットワークシステム本稼働 カメラのシステム接続 平成 30 年度設置分 73 台 令和元年度設置分 208 台 (新設 110 台、更新 98 台) 合計 281 台																			
年 度	ネットワーク対応 カメラ台数	累計台数																		
令和元年度	281 台	281 台																		
令和 2 年度	386 台	667 台																		
令和 3 年度	386 台	1,053 台																		
問 題 点 今後の方針	ネットワーク対応カメラの設置を進め、計画どおりネットワーク化が達成できるよう事業実施していく。																			

# 屋外防犯カメラネットワーク化台数の推移（予定）

別紙



# 建設委員会報告資料

令和元年8月22日

件名	第3回緑の基本計画改定審議会の開催結果について
所管部課名	みどりと公園推進室みどり推進課
内容	<p>第3回緑の基本計画改定審議会（以下「審議会」という。）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催概要  (1) 日時 令和元年7月19日（金）午前10時～正午  (2) 場所 足立区役所 中央館8階 特別会議室  (3) 出席者 委員19名中17名（委員名簿は別紙1参照 P16）</p> <p>2 議事  (1) 第三次緑の基本計画 計画の構成図（案）（別紙2参照 P17）  緑の将来像（案）を具現化する、2本の柱の施策群を説明  (2) 第三次緑の基本計画 計画の体系（案）（別紙3参照 P18）  施策群に付随する施策の展開案と目標や指標例案を提示</p> <p>3 報告  (1) 「東京が新たに進めるみどりの取組（概要）」（別紙4参照 P19）  「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とした取組みについて、4つの方針と主要施策を説明  (2) 江戸川区における街路樹の管理及び保存樹木への支援に関するヒアリング結果</p> <p>4 主な意見  (1) 議事について  ア 緑の基本計画は行政だけの計画ではない。計画の内容が区民に伝わり、緑の目標値が共有されることが大切である。  イ 区民の生活と緑がどのように関わりを持つべきなのか、イメージ図などを使って視覚的に表現したほうが、より具体的になって、わかりやすいのではないか。  ウ 緑を育むには、区民の主体的な活動が必要である。区民と共に考えあう場をつくることが重要である。  エ 構成図（案）柱2の施策群は、区全体と対象別が相互に関連してくる。つながりがわかるようにレイアウトの工夫が必要ではないか。</p>

オ 都市防災などの視点から、グリーンインフラ（緑の価値や効果）の活用や育成を示し、SDGs（持続可能な開発目標：エネルギーやまちづくり、みどりなど）の視点も取り入れてほしい。

(2) 報告事項について

ア 生産緑地について、東京都ではなく足立区の方針があれば教えてほしい。

イ 街路樹指針を作っても、費用が足りないと良い管理はできないのではないか。

ウ 街路樹をどう管理していくかが重要であり、夏の暑さを軽減できるような役割もある。

5 今後の予定

年 月	内 容
令和元年 9月10日	第3回 緑を育むひと・くらし部会
令和元年 10月28日	第4回 緑の基本計画改定審議会
令和元年 11月19日	第5回 緑の基本計画改定審議会
令和元年 12月24日	第6回 緑の基本計画改定審議会(答申)
令和2年 1~2月頃	パブリックコメント
令和2年 3月頃	第三次 足立区緑の基本計画 改定

問題点  
今後の方針

- 1 第4回審議会では、各専門部会からの意見の取りまとめと基本計画への反映（記載等）について、議論や確認をしていただく予定である。
- 2 8月19日開催の第3回緑を創り守るまちづくり部会及び第3回緑を育むひと・くらし部会については、次回の建設委員会で報告する。



## 足立区緑の基本計画改定審議会 委員等名簿

令和元年6月現在

種別	区分	役職名	氏名
会長	学経	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授	鈴木 誠 <small>すずき まこと</small>
副会長	学経	株式会社チームネット代表取締役 都留文科大学文学部社会学科非常勤講師	甲斐徹郎 <small>かいてつろう</small>
副会長	学経	日本女子大学家政学部住居学科教授	葉袋奈美子 <small>みない なみこ</small>
委員	区議	足立区議会議員	ぬかが和子 <small>ぬかが かずこ</small>
委員	区議	足立区議会議員	高山のぶゆき <small>たかやま のぶゆき</small>
委員	区議	足立区議会議員	佐々木まさひこ <small>ささき まさひこ</small>
委員	区議	足立区議会議員	さの智恵子 <small>さの ちえこ</small>
委員	区議	足立区議会議員	くじらい実 <small>くじらい みつる</small>
委員	団体	足立区の保存樹・樹林を守る会副会長	田中健雄 <small>たなかけんお</small>
委員	団体	足立区農業委員会会長	荒堀安行 <small>あらいやすゆき</small>
委員	団体	足立区まちづくり推進委員会委員	浅香孝子 <small>あさかたかこ</small>
委員	団体	一般社団法人東京都建築士事務所協会足立支部支部会計	横村隆子 <small>よこむらたかこ</small>
委員	団体	足立区造園業防災協議会会長	浅香雅和 <small>あさかまさかず</small>
委員	団体	特定非営利活動法人NPO birth事務局長	佐藤留美 <small>さとうるみ</small>
委員	区民	公募による区民	大澤輝子 <small>おおさわてるこ</small>
委員	区民	公募による区民	高村 哲 <small>たかむら せつし</small>
委員	区民	公募による区民	古地八重子 <small>ふるちやえこ</small>
委員	行政	国土交通省国土技術政策総合研究所 社会資本マネジメント研究センター 緑化生態研究室主任研究官	飯塚康雄 <small>いづかやすお</small>
委員	行政	東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課長	米田剛行 <small>よねだたかゆき</small>
幹事	行政	足立区政策経営部長	勝田 実 <small>かつた みつる</small>
幹事	行政	足立区地域のちから推進部長	秋生修一郎 <small>あきうしゅういちろう</small>
幹事	行政	足立区産業経済部長	吉田厚子 <small>よしだあつこ</small>
幹事	行政	足立区環境部長	川口 弘 <small>かわぐち ひろし</small>
幹事	行政	足立区都市建設部長	大山日出夫 <small>おおやまひでお</small>
幹事	行政	足立区都市建設部道路整備室長	土田浩己 <small>つちだひろみ</small>
幹事	行政	足立区都市建設部市街地整備室長	佐々木 拓 <small>ささき たくむ</small>
幹事	行政	足立区都市建設部みどりと公園推進室長	白倉憲二 <small>うすくらけんじ</small>
幹事	行政	足立区都市建設部建築室長	成井二三男 <small>なるい ふみお</small>

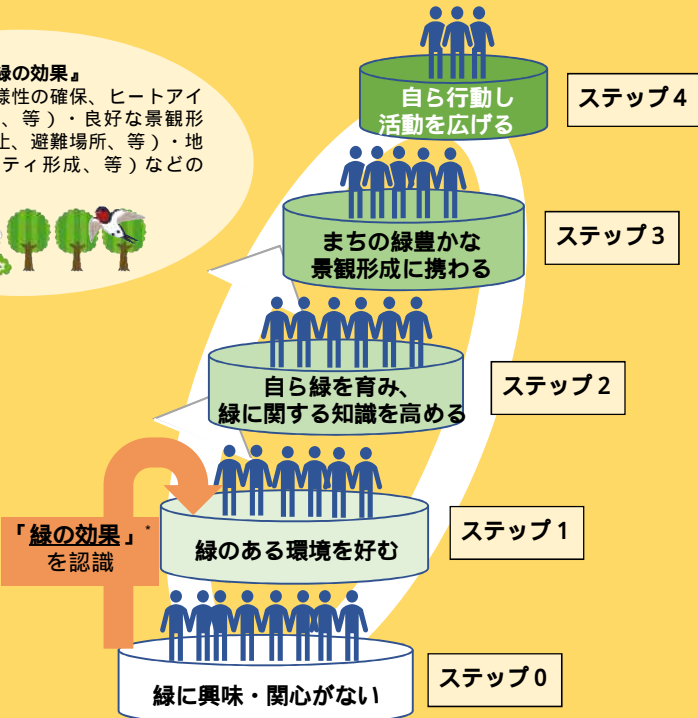
【緑の将来像】水と緑と共に生きるまち あだち ～<sup>し</sup>識る・<sup>まも</sup>る・<sup>い</sup>活かす・<sup>つな</sup>繋ぐ～

柱1 緑を育むひとづくり

施策群 1 - 1  
『緑の効果』\*を認識し、  
緑を育むひとを増やす

施策群 1 - 2  
緑を育むひとの活動を  
広げ、繋ぐ

\*『緑の効果』  
環境保全（生物多様性の確保、ヒートアイランド現象の緩和、等）・良好な景観形成・防災（延焼防止、避難場所、等）・地域振興（コミュニティ形成、等）などの様々な効果



< 緑を育むひとのステップ図 >

柱2 緑を実感できるまちづくり

< 1 区全域 >

施策群 2 - 1 - 1  
区の主要な緑の位置付け

施策群 2 - 1 - 2  
水辺や緑、四季の花々を楽しめる  
「歩きたくなる」まちづくり

< 2 対象別 >

施策群 2 - 2 - 1  
【民有地(一般の宅地など)】  
所有者にメリットを生む緑化の推進

施策群 2 - 2 - 2  
【民有樹林地・農地】  
地域に愛される緑地として保全・活用

施策群 2 - 2 - 3  
【公園】  
「魅力ある地域の公園」と「持続可能な公園運営」を推進  
< P I 推進計画 >

施策群 2 - 2 - 4  
【街路樹】  
地域や路線の特性に応じて、快適な歩行空間を推進

施策群 2 - 2 - 5  
【河川・親水緑道】  
緑豊かな水辺の利用促進

施策群 2 - 2 - 6  
【その他公共施設】  
『緑の効果』\*を実感し易い緑化と維持管理を推進

# 第三次足立区緑の基本計画 計画の体系（案）

4つの視点

### 課題と方向性

#### 普及啓発、人材育成、区民連携

- 落葉や虫など、緑に関する苦情が多い  
→ 緑ある環境や暮らしへの共感の醸成
- 多様にある普及啓発事業の目的が不明瞭
- 活動団体構成員の固定化・高齢化  
→ 楽しく、気軽に活動に参加できる機会の創出
- 区民は、個人での活動（家の前での花植えや落ち葉清掃など）を希望  
→ 経験によりステップアップできる仕組みや交流の場づくり
- 育成した人材が活躍できる場が少ない
- 活動団体同士や、各団体と地域の交流の機会がない

#### 民有地の緑（宅地、農地）

- 一定規模以上の建物に条例で緑地創出を義務付けているが、完了書の提出が約5割  
→ 規模に応じた多様な緑化施策の検討
- 所有者の負担（維持管理、税等）が大きく、約4ha（H21-29）の樹林地が消失  
→ 法制度の活用、様々な主体の連携による保全支援
- 収益性、相続税負担等を背景に、農地が30年前の約1/4に減少  
→ 地域・民間連携による農地の保全と活用

#### 公有地の緑（公園、道路、河川・水路、公共施設）

- 区全体で公園は充足しているが、地域により配置に偏りがある  
→ 緑の効果を活かした公園配置と既存の公園の再生・活性化
- 魅力に乏しい街路景観  
→ 街路や親水歩道を「歩きたくなる道」として管理・活用
- 過去に策定した河川・水路の計画が現状に合わず凍結している
- 公共施設の緑化が利用者に実感できない  
→ 公共施設の緑地の魅力向上

緑の将来像

水と緑と共に生きるまち  
あだちく識る・護る・活かす・繋ぐ

### 計画の構成

#### 柱1 緑を育むひとづくり

施策群	施策の展開	目標・指標例（検討中）
1-1 『緑の効果』*を認識し、緑を育むひとを増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑に興味・関心がない人や、緑にマイナスイメージがある人に、緑を好きになってもらう</li> <li>幼少期に『緑の効果』*を認識する機会をつくる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲（ステップ0の人向け）イベント等参加者数</li> <li>▲子供向け緑関連講座参加者数</li> </ul>
1-2 緑を育むひとの活動を広げ、繋ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑との関わり方を段階的に設定し、柔軟にステップアップできるような仕組みづくりをする</li> <li>活躍の場、交流の場を設定する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲緑関連活動団体数</li> <li>▲交流の場参加者数</li> </ul>

#### 柱2 緑を実感できるまちづくり

1 区全域		
施策群	施策の展開	目標・指標例（検討中）
2-1-1 区の主要な緑の位置付け	区全域で『緑の効果』*が実感できるよう、骨格となる緑の位置付けと方針づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民1人あたりの公園の割合</li> <li>エリア毎の公園率</li> </ul>
2-1-2 水辺や緑、四季の花々を楽しめる「歩きたくなる」まちづくり	区全域を対象として水辺や緑、四季の花々を楽しめるウォーキングルートを設定し、アピールする	▲緑道や遊歩道の樹木本数・種類数
2 対象別		
施策群	施策の展開	目標・指標例（検討中）
2-2-1 【民有地（一般の宅地など）】土地所有者にメリットを生む緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規建築・開発時にまちの魅力となる緑化を誘導</li> <li>小さな緑化を推奨し、繋げていく</li> <li>“確実な”緑化の推進（緑化地域制度など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲優良緑化事例数</li> <li>●緑化工事助成件数</li> <li>●ビューティフル・ガーデン認定件数</li> </ul>
2-2-2 【民有樹林地・農地】地域に愛される緑地としての保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちのシンボルとなる大きな樹木・樹林を地域で守り育てる仕組みづくり</li> <li>企業や学校等、多様な主体が関わり農地を活用する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保存樹木・樹林指定件数</li> <li>●生産緑地面積</li> <li>▲多様な主体が関わる企画参加者数</li> </ul>
2-2-3 【公園】「魅力ある地域の公園」と「持続可能な公園運営」の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的に合わせて選べる公園の配置と整備の方針</li> <li>計画的で効率的な公園改修</li> <li>安全・安心で公園の特徴を活かす管理・運営</li> <li>公園利用のきっかけづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●PII工事実施公園数</li> <li>●「よく行くまたは行きたい公園がある」人の割合</li> </ul>
2-2-4 【街路樹】地域や路線の特性に応じて、快適な歩行空間を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域や路線の特性に応じた街路樹の計画・指針作成</li> <li>緑陰や四季が感じられる歩行空間の形成</li> </ul>	▲樹木を大きく育てる路線の緑陰率・緑視率
2-2-5 【河川・親水緑道】緑豊かな水辺の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>水辺と緑の魅力に触れるきっかけづくり</li> <li>水辺の回遊を促進させる仕組みづくり</li> </ul>	▲水辺の利用促進イベント等参加者数
2-2-6 【その他公共施設】『緑の効果』*を実感し易い緑化と維持管理を推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設の新設や改修の際に、学校や公共住宅など各施設の特性に合わせ効果的な緑化を推進</li> <li>既存施設の緑地の保全と魅力的な緑となる維持管理を推進</li> </ul>	▲新設・改修時の優良緑化事例数

ひと

くらし

まち

行財政

## 第1章 東京が目指すみどりの姿

1. 東京のみどりの現状
  - ・公園・緑地は着実に増加するとともに、都市開発による公開空地等の緑や街路樹の緑なども増加
  - ・一方、多摩部では特に大規模開発などによる樹林地や農地が減少
2. 「東京が新たに進めるみどりの取組」とは  
都市づくりのグランドデザイン（平成29年9月策定）で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するため、東京が進めるみどりの主な取組をまとめたもの
3. 東京が目指すみどりの目標 – 2040年代 –  
グランドデザインで掲げた「東京の緑を、総量としてこれ以上減らさない」ことを目標とする

## 第2章 東京が新たに進めるみどりの取組 – 4つの方針と主要施策 –

### 方針Ⅰ 拠点・骨格となるみどりを形成する

- ◇みどりの拠点の形成
  - ・「都市計画公園・緑地の整備方針」を改定し、新たな優先整備区域を設定することにより、公園・緑地の整備を推進
  - ・民間開発の機会を捉え、都市開発諸制度等の活用によりみどりを創出 など

### ◇みどりの軸の形成

- ・「緑確保の総合的な方針」を改定し、東京の緑の骨格となる崖線、丘陵地、河川などで守るべき緑を新たな確保地に位置付け保全を促進 など
- ◇環七周辺から環八周辺の緑のネットワークの充実
  - ・環七周辺から環八周辺の防災に資する大規模公園の整備推進により、緑のネットワークを形成 など

### 方針Ⅱ 将来にわたり農地を引き継ぐ

- ◇営農継続の支援
  - ・指定から30年を迎える生産緑地を特定生産緑地に指定 など
- ◇農地の貸借の促進
  - ・農地をあっせんする取組を強化 など
- ◇公による生産緑地の買取り
  - ・生産緑地公園補助制度 など

### ◇まちづくりに農地の位置付け

- ・「緑の基本計画」の改定時期を迎える区市町村に対し、農地保全に向けた技術的支援を実施
- ◇生産緑地の保全・活用に向けた更なる検討
  - ・「生産緑地の保全・活用に関する検討会」において、農地・農的空間の保全・活用について検討
- ◇田園住居地域の指定などによる都市農地の保全・活用
  - ・田園住居地域の指定促進 など

### 方針Ⅲ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る

- ◇みどりの量的な底上げ
  - ・緑化地域の市街化区域全域への指定を目指す
- ◇質の高いみどりの創出・保全
  - ・市民緑地認定制度の活用促進

### ◇生物多様性に配慮したまちづくり

- ・都市公園や自然公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にするとともに、動植物園とも連携し生物多様性の保全、普及啓発を促進する など

### 方針Ⅳ 特色あるみどりが身近にある

- ◇公共が保全・創出するみどり
  - ・公共施設において景観に寄与する壁面緑化等を推進 など

### ◇民間が創出するみどり

- ・「みどりの計画書」を活用した緑化誘導により、質の高い緑化を推進 など

## 第3章 新たな取組の推進に向けて

今後、実効性を確保するため、順次、都市計画区域マスタープランなどに位置付け、区市町村や関係機関と連携して取組を推進していく。

# 建設委員会報告資料

令和元年8月22日

件名	感震ブレーカー設置助成制度の見直しについて																																					
所管部課名	建築室建築安全課																																					
内 容	<p>木造住宅密集地域で感震ブレーカーの設置を推進するため、助成制度の条件緩和等見直し案について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 助成実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">平成 27 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 28 年度</th> <th style="width: 20%;">平成 29 年度</th> <th style="width: 25%;">平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分電盤型</td> <td style="text-align: center;">43 件</td> <td style="text-align: center;">84 件</td> <td style="text-align: center;">54 件</td> <td style="text-align: center;">30 件</td> </tr> <tr> <td>簡易型</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">1 件</td> <td style="text-align: center;">5 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 区民意見</p> <p>千住西地区で町会・自治会連合会や町会の役員会等で意見交換を行った結果、以下のとおり意見や要望があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅が密集しており、感震ブレーカーは必要である。</li> <li>・ 建物の構造・階数や特例世帯の対象年齢等条件を緩和してほしい。</li> <li>・ 登記簿謄本や住民票などの必要書類や手続きを簡素化してほしい。</li> <li>・ 施工者がいない。町会で取り付けられるようにしてほしい。</li> </ul> <p>3 区民意見を踏まえた制度見直し</p> <p>(1) 対象区域等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 45%;">現 状</th> <th style="width: 40%;">見直し</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象区域</td> <td>特定地域 (木造住宅密集地域)</td> <td>変更なし</td> </tr> <tr> <td>対象建物</td> <td>旧耐震及び木造2階以下の住宅</td> <td>住宅</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>居住者</td> <td>居住者・所有者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特例世帯</td> <td>70歳以上の単身世帯</td> <td rowspan="2">65歳以上</td> </tr> <tr> <td>75歳以上のみの世帯</td> </tr> <tr> <td></td> <td>要介護者、障がい者、非課税者</td> <td>変更なし</td> </tr> </tbody> </table>					平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	分電盤型	43 件	84 件	54 件	30 件	簡易型	-	-	1 件	5 件		現 状	見直し	対象区域	特定地域 (木造住宅密集地域)	変更なし	対象建物	旧耐震及び木造2階以下の住宅	住宅	対象者	居住者	居住者・所有者	特例世帯	70歳以上の単身世帯	65歳以上	75歳以上のみの世帯		要介護者、障がい者、非課税者	変更なし
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度																																		
分電盤型	43 件	84 件	54 件	30 件																																		
簡易型	-	-	1 件	5 件																																		
	現 状	見直し																																				
対象区域	特定地域 (木造住宅密集地域)	変更なし																																				
対象建物	旧耐震及び木造2階以下の住宅	住宅																																				
対象者	居住者	居住者・所有者																																				
特例世帯	70歳以上の単身世帯	65歳以上																																				
	75歳以上のみの世帯																																					
	要介護者、障がい者、非課税者	変更なし																																				

(2) 必要書類

	現 状	見直し
住 民 票	世帯全員	「承諾書」により区で確認 提出不要
保険証等	特例世帯確認のため、 「保険証」等の写し提出	変更なし
登記事項証明等	登記事項証明、又は 納税通知書を提出	提出不要

(3) 設置の担い手・助成金

	現 状			見直し
担い手と 助成金 【既存制度】	簡易型は、足立区登録木造 住宅耐震改修工事施工者			簡易型は、区内業者、シル バー人材センター等による取 付けを検討
	一般	分電 盤型	2/3 上限 5 万円	変更なし
		簡易型	2/3 上限 8 千円	
	特例	分電 盤型	10 割 上限 8 万円	
簡易型		10 割 上限 1.3 万円		
担い手と 助成金 【新規制度】				防災まちづくりに取り組み、 感震ブレーカー設置に積極的 な町会・自治会が対象 既存制度の条件等によら ず、町会等が町会等加入者を 対象に取りまとめ、簡易型を 購入し設置した町会等に助成 千住西地区で2~3のモデル 町会を選定予定
				購入 費用 簡易型 10 割 上限 9 千円 設置 費用 一律 2 千円

4 施行予定日  
令和元年10月1日

問 題 点  
今後の方針

関係各課との調整を行い、各種助成制度活用による改善を進める。

# 建設委員会報告資料

令和元年8月22日

件名	区営住宅使用料滞納処理対策の進捗状況について																																																		
所管部課名	建築室住宅課																																																		
内容	<p>第7回足立区債権等処理判定委員会を開催し、債権放棄について審議したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 開催日 令和元年5月16日(木)</p> <p>2 審議内容 案件2件(使用者死亡2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">債権放棄額</th> <th style="width: 50%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件1</td> <td>共益費 2,000円</td> <td>H24.9.30 退去 H25.7.18 使用者死亡 H30.8.10 連帯保証人より時効援用申立書が提出</td> </tr> <tr> <td>案件2</td> <td>住宅使用料 31,200円</td> <td>H24.2.20 使用者死亡 連帯保証人は不存在</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 審議結果</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">審議結果</th> <th style="width: 50%;">理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>案件1</td> <td>債権放棄が妥当である</td> <td>消滅時効が成立しており、連帯保証人より消滅時効を援用する意思を確認している。</td> </tr> <tr> <td>案件2</td> <td>債権放棄が妥当である</td> <td>消滅時効が成立しており、債務者はすでに死亡しているため、債権回収は困難である。</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 区営住宅(コミュニティ住宅等含む)使用料滞納額の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>区営住宅(コミュニティ住宅等含む)使用料滞納額の推移</caption> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>滞納額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H28.2</td><td>4,300</td></tr> <tr><td>H28.4</td><td>4,400</td></tr> <tr><td>H28.6</td><td>4,200</td></tr> <tr><td>H28.8</td><td>4,100</td></tr> <tr><td>H28.10</td><td>4,000</td></tr> <tr><td>H28.12</td><td>2,900</td></tr> <tr><td>H29.2</td><td>2,800</td></tr> <tr><td>H29.5</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>H29.8</td><td>2,500</td></tr> <tr><td>H29.12</td><td>2,200</td></tr> <tr><td>H30.2</td><td>2,100</td></tr> <tr><td>H30.5</td><td>1,900</td></tr> <tr><td>H30.10</td><td>1,600</td></tr> <tr><td>H31.3</td><td>1,400</td></tr> <tr><td>R1.7</td><td>1,263</td></tr> </tbody> </table>		債権放棄額	概要	案件1	共益費 2,000円	H24.9.30 退去 H25.7.18 使用者死亡 H30.8.10 連帯保証人より時効援用申立書が提出	案件2	住宅使用料 31,200円	H24.2.20 使用者死亡 連帯保証人は不存在		審議結果	理由	案件1	債権放棄が妥当である	消滅時効が成立しており、連帯保証人より消滅時効を援用する意思を確認している。	案件2	債権放棄が妥当である	消滅時効が成立しており、債務者はすでに死亡しているため、債権回収は困難である。	年月	滞納額(百万円)	H28.2	4,300	H28.4	4,400	H28.6	4,200	H28.8	4,100	H28.10	4,000	H28.12	2,900	H29.2	2,800	H29.5	2,500	H29.8	2,500	H29.12	2,200	H30.2	2,100	H30.5	1,900	H30.10	1,600	H31.3	1,400	R1.7	1,263
	債権放棄額	概要																																																	
案件1	共益費 2,000円	H24.9.30 退去 H25.7.18 使用者死亡 H30.8.10 連帯保証人より時効援用申立書が提出																																																	
案件2	住宅使用料 31,200円	H24.2.20 使用者死亡 連帯保証人は不存在																																																	
	審議結果	理由																																																	
案件1	債権放棄が妥当である	消滅時効が成立しており、連帯保証人より消滅時効を援用する意思を確認している。																																																	
案件2	債権放棄が妥当である	消滅時効が成立しており、債務者はすでに死亡しているため、債権回収は困難である。																																																	
年月	滞納額(百万円)																																																		
H28.2	4,300																																																		
H28.4	4,400																																																		
H28.6	4,200																																																		
H28.8	4,100																																																		
H28.10	4,000																																																		
H28.12	2,900																																																		
H29.2	2,800																																																		
H29.5	2,500																																																		
H29.8	2,500																																																		
H29.12	2,200																																																		
H30.2	2,100																																																		
H30.5	1,900																																																		
H30.10	1,600																																																		
H31.3	1,400																																																		
R1.7	1,263																																																		

5 滞納者の状況（令和元年6月調定分まで） 令和元年7月31日時点

種別	件数	滞納金額（千円）
<b>ア 分納に至らない者（未払い）</b>	13	508
3か月未満	13	508
3か月以上	0	0
<b>イ 分納誓約者</b>	17	10,922
誓約書		
定期履行	14	5,966
不定期履行	0	0
裁判和解		
定期履行	3	4,956
不定期履行	0	0
<b>ウ 裁判対応終了者</b>	0	0
<b>エ 使用者死亡</b>	3	1,200
合計	33	12,630

6 今後の予定

年 月	内 容
令和元年9月 （第3回定例会）	案件1、案件2について、他の債権放棄案件と一括して報告する。

問題点  
今後の方針

滞納者等に対しては、債権等処理判定委員会に諮問し、滞納整理を進めていく。



# 建設委員会報告資料

令和元年8月22日

<p>件名</p>	<p>新田地域における区営住宅建替えについて</p>
<p>所管部課名</p>	<p>建築室住宅課 区営住宅更新担当課</p>
<p>内 容</p>	<p>新田地域における区営住宅の集約建替え基本計画（案）及び今後の予定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 基本計画（案）の概要</p> <p>(1) 敷地</p> <p>ア 新田三丁目アパート敷地を集約建替え建設敷地とする。</p> <p>イ 敷地北側にある広場（旧新田三丁目プチテラス、400㎡）を含め、敷地面積2,200㎡を確保する。</p> <div data-bbox="399 958 1444 1742" style="text-align: center;"> </div> <p>(2) 住棟配置</p> <p>敷地が南北に長いので、日影規制を遵守しつつ、必要住戸の確保及び駐輪場等の施設を配置するために、住棟は東側道路に対して平行に配置する。</p>

(3) 構造・階数

住棟は鉄筋コンクリート造、6階建てとする。

(4) 住戸

戻り入居の世帯人員構成を考慮した住戸配分とする。

	1DK	2DK	3DK	合計
戸数	18戸	24戸	12戸	54戸

足立区区営住宅等長寿命化計画において、集約建替えでは、第1期集約建替え（中央本町四丁目アパート）前の管理戸数603戸を維持する方針としている。そのため、従前戸数58戸から中央本町四丁目アパートの余剰住戸数（31戸）の一部を減じている。

2 今後の予定

(1) 令和元年度の予定

上記基本計画（案）をもとに、居住者等の意見・要望等を把握しながら、基本計画をまとめていく。

年 月	内 容
令和元年 9月	居住者情報交換会 新田二丁目アパートへの仮移転完了
12月	新田建替え基本計画のまとめ

「集約建替えニュース No. 2」8月発行済み  
(別紙参照 P 26 ~ 27)

(2) 令和2年度以降の予定

年 月	内 容
令和2~3年度	新田三丁目アパート解体・新築工事設計
令和3年度	新田三丁目アパート解体工事
令和4~5年度	(仮称)新田三丁目アパート新築工事
令和6年4月以降	本移転、戻り入居

問 題 点  
今後の方針

居住者情報交換会の開催や集約建替えニュースの発行等、丁寧な居住者等への対応を継続していく。

新田地域

区営住宅

## 集約建替えニュース

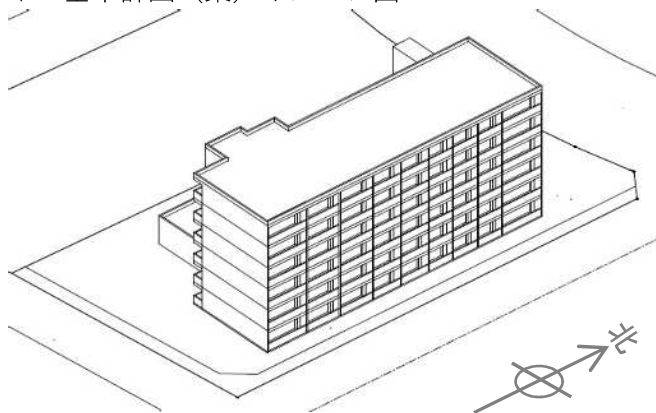
足立区  
住宅課 区営住宅更新担当〒120-8510  
足立区中央本町一丁目17番1号  
電話 03-3880-5920  
FAX 03-3880-5605新しい区営住宅の  
基本計画（案）を作成しました

前回の建替えニュースでもお知らせしておりました、「新田基本計画（案）」を作成しましたので、概要をお知らせいたします。

建物配置等につきましては、9月に開催予定の居住者情報交換会にて、説明いたします。その際に、みなさまのご意見・ご要望を伺います。

なお、具体的な設計は来年度以降の基本設計・実施設計にて行います。

## ▼ 基本計画（案）イメージ図



## ▼ 基本計画（案）の概要

	計画概要
計画敷地	現) 新田三丁目アパート敷地
住戸数	54戸
住戸配分	1DK: 18戸、2DK: 24戸、 3DK: 12戸
余剰地	無
階数	6階
住戸以外の施設	集会場、駐輪場、ごみ置き場、 備蓄倉庫、環境空地

住戸タイプの配分は、現在お住まいの方々の世帯人員構成を考慮して、概ね中央本町四丁目アパートと同じ割合にする予定です。

敷地北側にある広場は、建替計画敷地に含める予定です。

防災備蓄倉庫や空地などは、住戸数や敷地面積に応じて整備します。駐輪場は住戸数や住戸タイプに応じて整備する予定です。

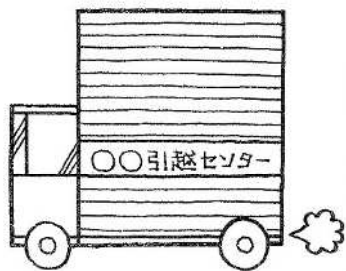
## 「足立区区営住宅等長寿命化計画」を策定しました

2つの基本方針～長寿命化と集約建替え～

7月22日に「足立区区営住宅等長寿命化計画」を策定しました。今後は、この計画に基づいて、区営住宅の点検・修繕等を行い、長寿命化と集約建替えを進めます。

集約建替え  
に向けて

# 仮移転が間もなく完了!!



新田三丁目アパートに居住されている方々の、新田二丁目アパートへの引越し（仮移転）は、みなさまのご協力により順調に進んでおります。今年秋頃には仮移転が完了予定です。

新田二丁目アパートでは、引き続き、仮移転先住戸の補修工事を行っています。近隣に居住の方には、ご不便などおかけしておりますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

## 新田地域集約建替えスケジュール※

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
居住者情報交換会			(適宜開催)			
仮移転						本移転
基本計画	★現在	基本設計	実施設計	建設工事		
		解体設計 (現在の新田三丁目アパート)	解体工事			

※スケジュールは、平成30年3月に開催した居住者情報交換会でご説明した内容から変更ありません。

## 共用設備費用を助成

集約建替えにともない、空き室に入居者を

募集していないため、共用部の電気使用にかかる費用の一部を、区が助成しています。

詳しくは、**問** 区営住宅更新担当へ。

**問 お問合せ先** 区営住宅について、困ったことやわからないことがございましたら、お問合せください。

- ・ 区営住宅の建替えに関すること
- ・ 共用設備費の助成に関すること
- ・ このチラシに関すること

足立区

住宅課 区営住宅更新担当

☎ 03-3880-5920

FAX 03-3880-5605

- ・ 家賃に関すること
- ・ 住宅変更などのご相談

足立区

住宅課 住宅管理係

☎ 03-3880-5938

FAX 03-3880-5605

- ・ 住宅の不具合など修繕を申込み
- ・ 緊急を要する事故や火災が発生
- ・ 居住者の安否にかかわる緊急確認

東京都住宅供給公社（JKK東京）

お客様センター

区営住宅専用ダイヤル

☎ 03-6812-6611